

議 案

目 次

議案第1号	
平成26年度におけるニホンジカの狩猟（案）について・・・・・・・・・・	1
議案第2号	
神戸鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について・・・・・・・・・・	4
議案第3号	
富津岬鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について・・・・・・・・・・	10
議案第4号	
オスヤマドリの狩猟（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
議案第5号	
キツネの狩猟（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19

議案第 1 号

平成 26 年度におけるニホンジカの狩猟（案）について

法第 14 条第 3 項の規定による捕獲禁止等の一部解除

法第 12 条第 2 項の規定による捕獲禁止及び制限

同条第 3 項の規定による狩猟の事前承認

（法：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）

平成26年度におけるニホンジカの狩猟（案）について

1 内 容

別紙「平成26年度におけるニホンジカの狩猟（案）について」のとおり

2 根拠法令

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第2項（県による捕獲等の禁止及び制限）、第3項（狩猟の事前承認）、第14条第3項（国の規制の解除）

3 期 間

平成26年11月15日から平成27年2月15日まで

4 理 由

本県では、平成23年度に第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）を公聴会、千葉県環境審議会等を経て策定したが、同計画の中で、「狩猟を効果的かつ安全に機能させるため、網猟・わな猟は本県全域で実施し、銃猟は入猟者承認制度に基づく必要な規制の下で実施することとする。なお、狩猟の規制内容については、毎年の実施状況を踏まえて検討するとともに、地域個体群の安定的維持の観点から、できるだけ捕獲数の総量規制が可能となる措置を講ずる。」となっている。

このため、別紙記載事項により、制限を加えた上で狩猟を実施することとしたい。

5 昨年度との変更点

なし

(別紙)

平成26年度におけるニホンジカの狩猟(案)について

1 内容

第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)に基づき、銃猟については入猟者承認制度を採用し、捕獲数についても必要な規制を加える。

期間：平成26年11月15日から平成27年2月15日まで				
網猟・わな猟	銃猟			
・当該狩猟者登録のみで狩猟できる ・1人狩猟期間中30頭まで	・当該狩猟者登録のほか、県の承認を得なければ狩猟できない ・1人狩猟期間中10頭まで	市町村名	承認チーム数	承認限度人数(1チーム10~20名とする)
		市原市	1	10~20名
		勝浦市	3	30~60名
		大多喜町	5	50~100名
		御宿町	1	10~20名
		鴨川市	5	50~100名
		鋸南町	1	10~20名
		君津市	7	70~140名
		富津市	4	40~80名
		南房総市	1	10~20名
		上記以外の地域	0	0名
合計	28	280~560名		

※ 昨年度との変更点
なし

2 安全対策

安全対策の徹底を図るため、銃猟については、県の主催する講習会の受講を義務付け、未受講者は承認しないこととする。

また、承認候補チームの講習受講者が10名に満たない場合、当該チームは承認しないこととする。

議案第 2 号

神戸鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

別紙のとおり鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項により、神戸鳥獣保護区特別保護地区（面積：41ヘクタール 存続期間：平成26年11月1日から平成36年10月31日まで）を指定する。

神戸鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

1 内 容

別紙「神戸鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）」のとおり

2 根拠法令

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項（特別保護地区の指定）

3 期 間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

4 理 由

当地域は、房総半島の最南端に位置する神戸鳥獣保護区の中でも、自然が数多く残され、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域と認められることから、特別保護地区として指定している。

指定期間が平成26年10月31日で終了となるため、新たに平成26年11月1日から10年間の特別保護地区指定を計画したものである。

神戸鳥獣保護区特別保護地区 指定計画書（案）

1 保護に関する指針案

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

神戸鳥獣保護区特別保護地区

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域

館山市大神宮地内の館山市市道五〇〇四号線と同市市道五〇一〇号線との接点を起点とし、同所から同市市道五〇一〇号線を東へ進み同市大神宮字樋ノロー、四一二番四地先に至り、同所から同市大神宮字樋ノ口と同市大神宮字内大塚との字界を南西へ進み同市大神宮字内大塚一、四二七番一地先の水路に至り、同所から尾根を南西へ進み同市大神宮字前畑八〇九番二地先の県有林界に至り、同所から同県有林界を南東へ進み同市大神宮字上西沢九四〇番一地先の千葉県立館山野鳥の森内の遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北へ進み同市大神宮字根本三六六番一地先の里道との交点に至り、同所から同里道を西へ進み同市大神宮字根本三八八番三地先の同市市道五〇〇四号線との交点に至り、同所から同市市道五〇〇四号線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで（10年間）

(4) 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的（管理方針を含む）

（指定目的）

神戸鳥獣保護区は、房総半島の最南端に位置し、気候が温暖で、区域内はマテバシイ等を主体とした広葉樹林により構成されており、オオタカ、ウグイス、アカハラ、シジュウカラ、メジロ等の多様な鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、特別保護地区内には自然が数多く残されている千葉県立館山野鳥の森があり、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため当該区域は、神戸鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

（保護管理方針）

定期的な巡視を実施する等により静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育、

学習の場として活用を図る。

2 鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 41ha

内訳

ア 形態別内訳

林	野	27ha	
農	耕地	10ha	
水	面	0ha	
そ	の	他	4ha

イ 所有者別内訳

国	有	地	0ha	
地方公共団体	有	地	14ha	
千葉県	有	地	14ha	
館山市	有	地	0ha	
私	有	地	等	27ha
公	有	水	面	0ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域	11ha
南房総国定公園 特別地域	11ha
森林法による地域	12ha
水源かん養・保健保安林	12ha

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置

当該地域は房総半島最南端に位置している。

イ 地形、地質等

標高50m内外の丘陵地で、起伏が多く変化に富んでいる。

地質は第三紀層

ウ 植物相の概要

マテバシイを主体とした広葉樹林で構成されている。

エ 動物相の概要

鳥類はカイツブリをはじめとし83種が確認され、獣類はニホンザルをはじめとし10種が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類（33科 83種） 別紙表のとおり

イ 獣類（7科 10種） 別紙表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 過去3年間の有害鳥獣捕獲許可件数

当該区域を含む地域での有害鳥獣捕獲許可件数は、下表のとおり。

平成23年度	平成24年度	平成25年度
1	15	7

※平成23年度は神戸地区を対象とした許可（ノウサギ）

平成24、25年度は館山市全域を対象とした許可

イ 加害鳥獣種と被害作物

当該区域のみの被害報告は特定できない。

ただし、館山市における加害鳥獣及び被害作物は、下表のとおり。

鳥獣名	被害作物
カラス、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、 トビ、ゴイサギ、カモ、キジのオス、 ハクビシン、タヌキ、ノウサギ、 アナグマ、アライグマ、キョン、 ニホンジカ、イノシシ	水稻、豆類、果樹、 野菜、イモ等

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

損失補償請求の見込みなし

5 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

ア 特別保護地区用制札 5本

イ 案内板 2基

別紙
 生息する鳥獣名(神戸鳥獣保護区特別保護地区)

科名	種名	科名	種名	
鳥類 33科 83種		ヒヨドリ科	○ヒヨドリ	
		モズ科	モズ	
カイツブリ科	カイツブリ	ツグミ科	ルリビタキ	
ウ科	ウミウ		ジョウビタキ	
	●ヒメウ		イソヒヨドリ	
サギ科	アカガシラサギ		アカハラ	
	ダイサギ		シロハラ	
	コサギ	ツグミ		
	クロサギ	ウグイス科	○ウグイス	
カモ科	アオサギ	ヒタキ科	キビタキ	
	●コクガン	オオルリ		
	マガモ	カササギヒタキ科	サンコウチョウ	
	カルガモ	エナガ科	○エナガ	
	コガモ	シジュウカラ科	ヤマガラ	
カワアイサ	シジュウカラ			
タカ科	ミサゴ	メジロ科	○メジロ	
	トビ	ホオジロ科	ホオジロ	
	●オオワシ		カシラダカ	
	●オオタカ		アオジ	
	ハイタカ		クロジ	
	ハヤブサ科	ノスリ	アトリ科	カワラヒワ
		サシバ		マヒワ
		●イヌワシ		ウソ
●ハヤブサ		イカル		
キジ科	チョウゲンボウ		シメ	
	コジュケイ	ハタオリドリ科	スズメ	
	ヤマドリ	ムクドリ科	ムクドリ	
クイナ科	キジ	カラス科	カケス	
	バン		ハシボソガラス	
チドリ科	コチドリ			ハシブトガラス
	イカルチドリ	獣類 7科 10種		
シギ科	キョウジョシギ	オナガザル科	ニホンザル	
	アオアシシギ		アカゲザル	
	キアシシギ	ウサギ科	ノウサギ	
	イソシギ	リス科	ニホンリス	
	チュウシャクシギ	アライグマ科	アライグマ	
カモメ科	ユリカモメ	イヌ科	タヌキ	
	セグロカモメ	イタチ科	テン	
	オオセグロカモメ		イタチ	
	ウミネコ		アナグマ	
ハト科	キジバト	ジャコウネコ科	ハクビシン	
	アオバト			
カッコウ科	ホトトギス			
フクロウ科	フクロウ			
アマツバメ科	ヒメアマツバメ			
	アマツバメ			
カワセミ科	カワセミ			
キツツキ科	アリスイ			
	コゲラ			
ツバメ科	ツバメ			
セキレイ科	キセキレイ			
	ハクセキレイ			
	セグロセキレイ			
	ビンズイ			
	タヒバリ			

※当該地域で一般的に見られる鳥獣には○、希少鳥獣及び天然記念物には●

議案第3号

富津岬鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

別紙のとおり鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項により、富津岬鳥獣保護区特別保護地区（面積：131ヘクタール 存続期間：平成26年11月1日から平成36年10月31日まで）を指定する。

富津岬鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

1 内 容

別紙「富津岬鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）」のとおり

2 根拠法令

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項（特別保護地区の指定）

3 期 間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

4 理 由

当地域は、富津市富津岬西端に位置する富津岬鳥獣保護区の中でも、干潟、淡水水辺、山野の多様な鳥類の生息地として特に重要な区域と認められることから、特別保護地区として指定している。

指定期間が平成26年10月31日で終了となるため、新たに平成26年11月1日から10年間の特別保護地区指定を計画したものである。

富津岬鳥獣保護区特別保護地区 指定計画書（案）

1 保護に関する指針等

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

富津岬鳥獣保護区特別保護地区

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域

富津市市道長浜第一二線と同市市道富津漁港線との接点を起点とし、同所から同市市道富津漁港線を西へ進み県立富津公園路との接点に至り、同所から県立富津公園路を南へ進み同市市道富津漁港下洲線との接点に至り、同所から同市市道富津漁港下洲線を南へ進み富津市富津字東下洲原二、四三〇番九地先の下洲漁港管理用道路との接点に至り、同所から下洲漁港管理用道路を南西へ進み海岸汀（てい）線との交点に至り、同所から海岸汀（てい）線を北西へ進み富津岬先端に至り、同所から海岸汀（てい）線を東へ進み同市市道長浜第一二線の終点から北西へ延長した直線との交点に至り、同所から同市市道長浜第一二線の終点から北西へ延長した直線を南東へ進み同市市道長浜第一二線との接点に至り、同所から同市市道長浜第一二線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで（10年間）

(4) 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的（管理方針を含む）

（指定目的）

富津岬鳥獣保護区は富津市富津岬西端に位置し、都市公園法に基づく県立富津公園及び自然公園法に基づく南房総国定公園に属し、周囲を海に囲まれている。区域内はクロマツの植林地、海浜植物群落地等により構成されており、カワウ、トビそしてカモ類、チドリ類、シギ類、カモメ類等が生息している。

当該鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域ではウグイスやシジュウカラ、千葉県レッドデータブックで重要保護生物に指定されているミサゴが生息するほか、干潟、淡水水辺、山野の多様な鳥類が生息している。

このため、この区域は、富津岬鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する鳥獣保護区特別保護地区

に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものとする。

(保護管理方針)

定期的に巡視等を実施する等により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 131ha

内訳

ア 形態別内訳

林	野	65ha
農	耕地	0ha
水	面	2ha
その他		64ha

イ 所有者別内訳

国有地	22ha
財務省所管	22ha
地方公共団体有地	103ha
千葉県有地	102ha
富津市有地	1ha
私有地等	4ha
公有水面	2ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域	129ha
南房総国定公園 特別地域	129ha
都市公園法による地域	97ha
県立富津公園	97ha
千葉県文化財保護条例による地域	117ha
県指定天然記念物 富津州海浜植物群落地	117ha
森林法による地域	58ha
飛砂防備・潮害防備・保健保安林	58ha

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置

富津市富津岬の西端に位置し、周囲を海に囲まれている。

イ 地形、地質等

東京湾内湾潮流と浦賀水道の外湾潮流の作用によって、細長く突き出た砂堤状の特殊な地形となっている。

ウ 植物相の概要

クロマツ人工林の針葉樹林や海浜植物群落地により構成されている。

エ 動物相の概要

代表的な鳥類として、マガモ、コガモ、ヒドリガモ、ミサゴ、オオバン、セグロカモメ、アオジ、ハシボソガラス、ハシブトガラスが挙げられる。

獣類は、アズマモグラが生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 (26科 48種) 別紙表のとおり

イ 獣類 (1科 1種) 別紙表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 過去3年間の有害鳥獣捕獲許可件数

当該区域を含む地域での有害鳥獣捕獲許可件数は、下表のとおり。
(許可区域は富津市全域)

平成23年度	平成24年度	平成25年度
7	6	7

イ 加害鳥獣の種名ごとの被害作物等

当該区域のみの被害報告は特定できない。

ただし、富津市における加害鳥獣の種類ごとの被害作物等は、下表のとおり。

鳥獣名	被害作物等
ニホンザル	水稻、豆類、雑穀、果樹、野菜、イモ類、特用林産物、飼料作物
ニホンジカ	水稻、豆類、野菜、飼料作物、特用林産物、樹皮、花卉
イノシシ	水稻、豆類、雑穀、果樹、野菜、イモ類、特用林産物
キョン	水稻、豆類、果樹、野菜、特用林産物
ハクビシン	豆類、果樹、野菜、イモ類
アライグマ	果樹、野菜、イモ類
タヌキ	豆類、果樹、野菜、イモ類
ハシブトガラス	豆類、果樹、野菜
ハシボソガラス	豆類、果樹、野菜
ドバト	雑穀、果樹、野菜、イモ類
スズメ	豆類、水稻、麦類、野菜類
ヒヨドリ	果樹、野菜、イモ類
カルガモ	水稻、野菜類
カワウ	魚類

- ウ 特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整を目的とする捕獲許可件数

過去3年間の当該区域を含む地域での特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整を目的とする捕獲許可件数は、下表のとおり。

平成23年度	平成24年度	平成25年度
2	1	1

- 4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

損失補償請求の見込みなし

- 5 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

ア 特別保護地区用制札 2本

イ 案内板 1基

ウ 標柱 4本

別紙

生息する鳥獣名(富津岬鳥獣保護区特別保護地区)

科名	種名	科名	種名
鳥類 26科 48種		獣類 1科 1種	
カイツブリ科	カイツブリ	モグラ科	アズマモグラ
ウ科	○カワウ		
サギ科	アオサギ		
カモ科	●コクガン		
	○マガモ		
	カルガモ		
	○コガモ		
	オカヨシガモ		
	○ヒドリガモ		
	オナガガモ		
	ハシビロガモ		
	ホシハジロ		
	スズガモ		
タカ科	○ミサゴ		
	トビ		
キジ科	コジュケイ		
	○キジ		
クイナ科	○オオバン		
チドリ科	●シロチドリ		
シギ科	キアシシギ		
カモメ科	ユリカモメ		
	○セグロカモメ		
	オオセグロカモメ		
	シロカモメ		
	ウミネコ		
	●コアジサシ		
ハト科	キジバト		
カッコウ科	ホトトギス		
ヒバリ科	○ヒバリ		
ツバメ科	○ツバメ		
セキレイ科	ハクセキレイ		
	タヒバリ		
ヒヨドリ科	ヒヨドリ		
ツグミ科	シロハラ		
	ツグミ		
ウグイス科	○ウグイス		
エナガ科	エナガ		
シジュウカラ科	○シジュウカラ		
メジロ科	○メジロ		
ホオジロ科	ホオジロ		
	○アオジ		
アトリ科	○カワラヒワ		
ハタオリドリ科	○スズメ		
ムクドリ科	○ムクドリ		
カラス科	オナガ		
	○ハシボソガラス		
	○ハシブトガラス		

※当該地域で一般的に見られる鳥獣には○、希少鳥獣及び天然記念物には●

議案第 4 号

オスヤマドリの狩猟（案）について

別紙のとおり鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 12 条第 2 項による千葉県独自の捕獲規制の実施（捕獲期間の制限）を実施する。

オスヤマドリの狩猟（案）について

1 内 容

平成25年度猟期をもって狩猟制限（1月16日から2月15日まで捕獲禁止）が終了したので、引き続き5年間捕獲制限を延長したい。

2 根拠法令

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第2項（県による捕獲等の禁止及び制限）

3 期 間

平成27年から平成31年までの毎年1月16日から2月15日まで
（平成26年度猟期から平成30年度猟期まで）

4 理 由

ヤマドリは、日本にのみ生息し、その亜種であるウスアカヤマドリは、房総半島、伊豆半島、紀伊半島、四国南部および山口県西部に生息している。

ヤマドリは、主要な狩猟鳥であり、毎年かなりの数が捕獲され生息数の減少が懸念されたため、本県では昭和45年から、11月15日から2月15日までの狩猟期間のうち、1月16日から2月15日までを捕獲禁止とする制限を行っている。

その後、国が昭和50年から、全国一円でメスヤマドリを捕獲禁止とする制限を行ったため、本県においては同年以降オスヤマドリについて捕獲期間の制限を行い、以後5年ごとにこの措置を更新している。

この間、県では増殖を図るため、昭和53年から本県の在来種であるウスアカヤマドリ（県内で捕獲した卵から増殖）を鳥獣保護区内に放鳥し、生息数の回復を図ってきたものの、各種調査の結果により、未だ回復には至っていないものと考えられる。

このことから、引き続き平成27年から5年間この措置を延長したい。

議案第5号

キツネの狩猟（案）について

別紙のとおり鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第2項による千葉県独自の捕獲規制の実施（捕獲等の禁止）を実施する。

キツネの狩猟（案）について

1 内 容

平成26年10月31日をもってキツネの捕獲等禁止の期間が終了するので、引き続き5年間捕獲等の禁止を延長したい。

2 根拠法令

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第2項（県による捕獲等の禁止及び制限）

3 期 間

平成26年11月1日から平成31年10月31日まで
（平成26年度猟期から平成30年度猟期まで）

4 理 由

キツネは、北海道から九州まで広く分布し、本州には亜種のホンドギツネが生息している。

県内の生息数は以前から少ないと言われ、例年狩猟による捕獲数は3頭程度であった。

このため、平成8年度にアンケート調査を実施したところ、県内には広い範囲に分布するものの、生息数は極めて少ないとの結果が出た。

この結果を受け、キツネの保護を図るため、平成11年11月1日から5年間、捕獲を禁止する措置を行い、その後、2回更新しているところである。

この間の各種調査によると、目撃件数、地域が増え、分布が拡大傾向にあることが示唆されているものの、キツネは広域の採餌面積を必要とするテリトリー性の種で、シカやイノシシと異なり潜在的に生息密度が高くなりにくいことから、分布が回復傾向にあるとは言え、生息密度は依然として低いと考えられ、数頭の狩猟圧であっても、地域個体群の維持に大きな影響を与えることが推測される。

このことから、引き続き平成26年11月1日から平成31年10月31日までの5年間この措置を延長したい。